

「第3次島根県男女共同参画計画」中間とりまとめ（案）の概要

1 計画の性格

- (1) 男女共同参画基本法第14条に基づく法定計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づく推進計画

2 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭生活やその他の活動との両立に向けた取組の推進

基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

社会の様々な分野の活動に男女が等しく参画でき、活躍できる環境づくり

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

あらゆる暴力の根絶
男女の健康の保持増進

4 中間とりまとめ（案）の特徴

- (1) 働くことを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるよう、男女共同参画を幅広い分野で総合的に推進するとともに、女性が職場や地域において活躍できる環境整備を進めていきます。
 - ・男女がともにより充実した生活を送るための、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進に関わる取組。
 - ・職場などで、女性が男性とともに個性や能力を発揮し、いきいきと働くことのできる環境づくりのための取組。
- (2) 計画の実効性の確保のため、基本目標ごとに数値目標を設定した。
また、具体的な取組を行う担当課を明記し、実施主体を明確にした。
- (3) 県民に男女共同参画についての理解を深めてもらい、協力して取り組んでいただけるよう、具体的でわかりやすく、読みやすい内容にするよう心掛けた。